

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、固定資産税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法・条例等に基づき、固定資産の評価、固定資産税等の賦課事務及び関連する証明書等の発行業務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 (1)法務局からの通知、所有者から提出された申告書等を受領し、固定資産税システムに情報を入力する。 (2)固定資産の調査・評価を行い価格等を決定し、課税台帳等に登録する。 (3)納税義務者に対して課税明細書、納税通知書を送付する。
③システムの名称	1 固定資産税システム 2 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) 3 番号連携システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所総務部税務課 電話番号 0566-62-1008
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所総務部税務課 電話番号 0566-62-1008
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

「 」委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

[○] 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、入手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。 また、契約書に「個人情報の取扱いに係る特記事項」を定めており、特定個人情報を取り扱う事務に従事する作業従事者を明確化すること、事業所からの特定個人情報の持ち出しを禁止とすること、特定個人情報ファイルの取扱状況・契約内容の遵守状況を定期的に報告すること、必要がある場合、委託元による委託先への実地の監査、調査等を行うこと等を義務付けている。 これらの対策を講じていることから、委託先における不正な使用等のリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	税務課長 宮田 孝裕	税務課長 加藤 雄三	事前	事後で足りるものの任意に提出
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	税務課長 加藤 雄三	税務課長 寺田 浩司	事後	重要な変更にあたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	税務課長 寺田 浩司	税務課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月1日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年4月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和4年4月28日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	[○]委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か (記載なし)	[]委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か 十分である	事後	
令和6年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 固定資産税システム 2 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) 3 統合番号連携システム 4 中間サーバー	1 固定資産税システム 2 地方税ポータルシステム(eLTAXシステム) 3 番号連携システム 4 中間サーバー	事前	
令和6年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2別表第2における情報照会の根拠27の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 情報照会の根拠 第20条	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年12月9日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	IV リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表24の項	番号法別表24の項	事後	